

栃木県立宇都宮高等学校同窓会会則

(令和5年6月17日改正)

《名称及び事務局》

第1条 本会は、栃木県立宇都宮高等学校同窓会（以下本会という）と称し、事務局を母校内におく。

《目的》

第2条 本会は、会員相互の交誼親睦を厚くし、相提携して母校の発展を図ることを目的とする。

《業務》

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会報の発行
- 2 会員名簿の発行
- 3 同窓会賞の贈呈
- 4 十年会の開催
- 5 その他必要と認める事業

《会員》

第4条 本会は次の者で組織する。

- 1 普通会員 母校卒業生及び母校に在籍した者
- 2 特別会員 母校現職員
- 3 客員 母校旧職員

《役員の名義及び選任》

第5条 本会に次の役員をおく。

- 1 会長 1名 理事の互選による
- 2 副会長 若干名 理事の互選による
- 3 理事 (イ) 母校卒業後10年を経過した年次は、各年次において若干名を選出する。
(ロ) その他、会長が適当と認めた会員を、理事会の承認を経て委嘱することができる。
- 4 常務理事 各年次1名 各年次の理事の互選による。
- 5 校内理事 若干名 学校長の推薦に基づいて会長が委嘱する。
- 6 監事 2名 総会において選任する。但し理事を兼ねることはできない。

《役員職務》

第6条 役員職務は、次のとおりとする。

- 1 会長 本会を代表し、会務を統轄する。
- 2 副会長 会長を補佐し、会長事故あるとき又は欠けたときは、これを代行する。
- 3 理事 本会の事業の企画運営にあたる。
- 4 常務理事 本会の年間行事及び十年会行事の検討及び実施、同窓会賞贈呈者の審議、その他本会の常務を処理する。

5 校内理事 事務局の常務を処理する。

6 監 事 本会の会務を監査する。

《役員任期》

第7条 役員任期は3年とし、再任を妨げない。

2 役員は、辞任又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

3 増員又は補充のために選任された役員任期は、他の役員任期の終了するまでとする。

《年次委員》

第8条 本会に、第5条の役員他に、母校卒業後10年までの各年次のクラスごとに選任する年次委員2名をおく。

2 年次委員は、役員に協力して本会の事業の実行にあたる。

3 年次委員任期は、卒業後10年とし、十年会以降は、改めて当該年次において理事若干名を選出する。

《名誉会長》

第9条 本会に、名誉会長をおくことができる。名誉会長は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

《顧問》

第10条 本会に、顧問をおく。顧問は母校現旧校長・旧会長のほか、理事会の推薦により会長が委嘱する。

2 顧問は総会、理事会、常務理事会、委員会に出席して意見を述べることができる。

《事務局員》

第11条 会員及び校内理事から、会長の委嘱により、次の事務局員をおく。

1 総括 若干名

2 書記 若干名

3 会計 若干名

《会議》

第12条 本会の行う会議は、通常総会、臨時総会、理事会、常務理事会及び各種委員会とし、委員会以外の会議議長は会長が、会長に事故あるときは副会長がこれにあたる。

2 通常総会は毎年1回6月に、臨時総会は必要に応じ、理事会・常務理事会・各種委員会は随時、会長の招集によって開く。但し、総会の招集通知は、下野新聞紙上に広告をしてこれを行う。

3 常務理事会は、会長、副会長、常務理事、監事、支部長及び母校現職校長で構成し、会長が主宰して、次の事項について審議・発案を行う。

1、理事会・総会の企画運営

2、次期会長・副会長・監事の候補者の推薦

3、本会の目的達成に必要と認められる事業を行うための各種委員会の設置及び委員長の選任

4、その他、本会の事業を円滑にするための企画立案

- 4 各種委員会の委員長は副会長から選任し、委員は会員から委員長の推薦により会長が委嘱する。
- 5 会議の決議は、出席者の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

《会 計》

第 13 条 本会の経費は、会費、入会金、寄付金、基金の利子その他の収入によって支弁される。

第 14 条 普通会員は、入会金として 1500 円を、終身会費として 5000 円を納入するものとする。

第 15 条 本会に基金をおき、その管理及び用途については、理事会の決議により行い、総会の承認を求めるものとする。基金の造成は、入会金の半額繰り入れ及び寄付金による。

第 16 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。その収支及び決算は総会の承認を求めるものとする。

- 2 新年度予算が成立するまでは、旧年度の予算に準じて予算を執行し、その収入支出は、新年度の予算が成立したときは、その収入支出とみなす。

《支 部》

第 17 条 本会は必要と認める地区及び職域に支部をおく。

- 2 支部役員は、支部ごとに定める。
- 3 各支部は、役員及び会員名簿を事務局に提出し、異動があった場合は、その旨報告するものとする。

《付 則》

第 18 条 本会会則は総会の決議によって変更することができる。

第 19 条 同窓会賞につき次のとおり定める。

- 1 全日制卒業予定者で、学業並びに運動において特に優秀と認められた者、各 1 名に毎年度贈呈する。
- 2 全日制卒業予定者で、文化活動において特に優れた者がいる場合は、そのつど常務理事会で審議のうえ贈呈する。
- 3 通信制卒業予定者で、特に優れた者がいる場合は、そのつど常務理事会で審議のうえ贈呈する。